

第 701 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 11 月 12 日（月）

午後 3 時 32 分開会

○青少年課長

それでは、本日の傍聴人をご案内します。本日、報道はおりません。傍聴人は 4 名となっております。それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

会長、議事進行のほどよろしくお願いたします。

○会長 それでは、ただいまから第 701 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。

お手元の議事次第に従いまして議事進行を行ってまいります。

それでは、議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明をいたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。

前回の審議会以降の 10 月 9 日から 11 月 11 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については、1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

10 月 11 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、不健全図書については 10 月 12 日に告示、優良映画については 10 月 16 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ、ファミリー e ルール講座を 64 回開催いたしました。

立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、11 月 7 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。

意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料 2 ページから過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を記載しております。そし

て、4 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書につきましては、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続いて、5 ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の 10 月分の状況でございます。

平成 30 年 10 月までに委嘱しております協力員は 760 名となっております。10 月の活動者数は 115 名、調査店舗数は 556 店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マークつきの図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の 3 種類です。

この 3 種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。

表示図書類につきましては、3 店舗で包装が適切にされておらず、7 店舗で区分陳列が適切にされておりました。

類似図書類については、9 店舗で区分陳列が適切にされておりました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は 13 店舗ございました。なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の 6 ページにつきましては、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。1 番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱い不適切が 3 店舗、表示図書類の取り扱い不適切が 2 店舗ございました。そして、類似図書類で問題がある店舗が 2 店舗あったところでございます。

2 番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査は実施いたしませんでした。

3 番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、カラオケボックスで青少年制限掲示に問題があった店舗が 2 店舗ございました。

またネットカフェにおいてフィルタリングが導入されていない店舗が 4 店舗ございました。

4 番目の表、古物商への立入調査は実施いたしませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導

いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。

こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。

図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め届け出をすることとなります。

①は、10月末現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は15カ所、設置台数は44台で、ともに前月からマイナス1となります。

自動販売機立入調査については、1台調査を行ったところ、廃止届の提出がないことがわかりましたので、届け出の提出を依頼し、提出をいただきました。こちらが①でマイナス1とした自動販売機となっているところでございます。

こちら、事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

では、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。よろしくお願いたします。

これからの調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されております資料の1ページをご覧ください。

諮問第1115号でございます。さらに2ページにございます諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成 30 年 9 月 28 日から 10 月 31 日までの間に都内のコンビニ、書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 127 誌のうちから、8 ページ、9 ページに記載してございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

まず、図書名 1 が、「ジュネットコミックス 350、ピアスシリーズ 535、看守は 2 度も 3 度も×××される。」、平成 30 年 10 月 15 日にジュネット株式会社より発行されております。

過去 1 年間の指定実績は 1 回です。

図書名 2 が、「ムーグコミックス、ピーチシリーズ、によたいか天罰!」、平成 30 年 11 月 29 日に株式会社ジーウォークより発行されております。

過去 1 年間の指定実績は 1 回です。

該当箇所につきましては、全編大部分でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第一号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所はいずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、11 月 7 日に自主規制団体から意見を聴取して、3、4 ページに取りまとめてございますので、ご覧ください。

当日は、16 名の方が出席されました。

まず、図書名 1 が「ジュネットコミックス 350、ピアスシリーズ 535、看守は 2 度も 3 度も×××される。」です。

自主規制団体のご意見といたしましては、「指定やむなし」の意見がまず 14 名となっております。その主な内容は、「白抜きの修整は男性器の形状がわかるものであり、不十分。暴力的な性交シーンが多く、人格否定を連想させる。拘束具の使用もある。擬音、体液の描写は、シーンによっては多め。陰毛の描写もあり、卑わいな感じを与えると言える。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は 1 名でございます。その主な内容は、「看守、動物など特異な状況を選んでいるが、創造的アイデアの範疇にあり、社会的に全面的に制限されるべきものとまでは言えない。性器の消しはやや甘目ではあるが、配慮はなされており、許容し得るものと思われる。指定非該当」などでございます。

なお、保留の方が 1 名おられました。

続きまして、図書名2、「ムーグコミックス、ピーチシリーズ、によたいか天罰！」です。

自主規制団体のご意見としては、「指定やむなし」の意見が9名です。その主な内容は、「絵はマンガチックで上手である。性器そのものの描写はないが、胸や尻が意図的に大きく書かれており、卑わい感がある。また、多人数での性交シーンも多く、器具の使用もあり、人格否定の部分も見られる。指定該当」などでございます。

「指定非該当」は7名で、その主な内容は、「一部に強制的に性交に及ぶシーンが見受けられるが、性器の修整については確実に行われている。体液描写は一部気になる部分があるものの、全体的にリアリティに乏しく、性的感情を刺激するというには相当しない。指定非該当」などでございます。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

では、ただいま2冊につきまして事務局から説明がございましたが、ご質問等はございますでしょうか。特によろしければ、調査に入りたいと思います。

皆様、では、2誌につきまして調査をよろしくお願いいたします。

(図書審査)

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、ご覧いただけたようなので、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。

これまでの例に従い、2冊について、1冊目は指定に該当するかしらないか、2冊目はどうするかということで、2冊をまとめてご説明ください。

それでは、J委員からよろしくお願いいたします。

○J委員 聞き取り内容で、フォローするような言い方もあるんですけども、私が見た感じで、どうしても全編性描写ばかりの本ということで、私からはとても指定該当以外は考えられません。

以上です。

○会長 今のお話は2冊ともでよろしいですか。

○J委員 2冊ともです。

○会長 はい、わかりました。

では、次に、C委員、お願いいたします。

○C委員 私も2冊とも指定該当でお願いいたします。

理由は、やっぱり集団によるレイプとか強姦はいけないと思います。それが理由です。絵もですね、1作目のほうは何かちょっとごちゃごちゃしていて読みづらいなと思いますが、2冊目のほうは丁寧に書いてあるんですけども、内容がいかにもよくないということで、2誌とも該当でお願いします。

○会長 はい。

それでは、B委員、お願いします。

○B委員 私も2誌とも指定でお願いしたいんですが、理由は、今C委員がおっしゃったように、強姦というところもそうですし、1誌目の方はちょっと白抜きが形状がむしろわかるような形で強調されているのではないかという点と、2誌目の方は、金銭授受をほうふつとさせるようなシーンが幾つもあり、これが未成年の援助交際と言われる売春行為を指しているのであれば、これは非常に認めがたいことであるなと思ひまして、2誌とも指定でお願いしたいと思います。

○会長 では、西尾委員。

○西尾委員 2冊とも指定該当でお願いいたします。全編性行為のシーンが多く暴力性も高い。卑わいな感じが強い作品だと思います。2冊とも該当でお願いします。

○会長 では、F委員。

○F委員 この「看守は」というのは、これはBLものだとは思いますが、BLものというよりは、それを乗り越えて非常に暴力的で強姦、集団強姦的なものとか、あるいは獣姦的なものが、こういう描かれ方をするとすることは、やはり人格否定にもつながって、打合せ会でも圧倒的な多数で区分陳列の指定該当とされているのは、これは妥当だと思います。

2冊目の作品なんですけど、これは打合せ会で意見が割れたんですね。意見が割れている理由の中には、要するに内容がコミカルに描かれており、ストーリーも一応あるということで、ユーモラスな見方ができなくもないとは思いますが、こういうかわいい漫画というのが青少年の手に取りやすいものでもあります。やっぱりこれも集団レイプとか描かれていて、これは性器さえ消せば、というような面も考えられて、描写は、真っ白になってはいるんですけど、性交シーンと、はっきりわかりますので、これも区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 はい。

では、I委員。

○I 委員 私も、1冊目は全般に性行為のシーンが多過ぎるし、擬音や体液の多さが卑わいな感じを与えていると。それから白抜きにしてあるけれども、それが余計卑わいに感じる。これは指定でお願いいたします。

2件目は、一見表紙にかわいい少女が漫画的に描いてあるのは、やっぱり青少年が手に取りやすい。中身を見ますと、やっぱり修整が甘いし描写がすごいですし、卑わいさを感じます。中には複数によるレイプシーンがあったり人格否定的なところもありましたので、指定やむなしと思います。

○会長 H 委員。

○H 委員 2誌とも指定でお願いします。

1誌目に関しては、もう既に出てきたさまざまな理由に加えて、少年時代の話が描かれておりますが、そのシーンもよろしくはないなと思います。

あと2誌目の方でも、冒頭から性交シーンをインターネットで配信しているという、特に東京都で青少年の性被害の防止に向けた自画撮り要求の禁止などの取組を踏まえても、これは許せないだろうということで、2誌とも指定でお願いいたします。

○会長 では、森山委員。

○森山委員 はい。2誌とも区分陳列をしていただきたいと思います。2冊とも性行為の場面が多いと考えます。

以上です。

○会長 はい。

では、E 委員。

○E 委員 2誌、指定該当だと思います。

以上です。

○会長 はい。

G 委員。

○G 委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。

理由は、最初の1冊目は、人格否定のレイプ、集団のレイプの場面とか、あるいははじめの助長の感もあり、好ましくないと思います。

大部分が露骨に性的感情を刺激する内容となっておりますので、1誌目はその理由で指定該当でお願いします。

2誌目は、皆さんおっしゃるように、確かに漫画チックで絵そのものはかわいらしいので、若い子たちの飛びつくようなものです。しかも、やっぱり人物設定が学生と思われることや、あるいは性行為の描写が漫画チックであるものの、露出が多く卑わい感がある。全体が性描写に徹しているということで指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。

では、A委員。

○A委員 私も両方とも指定やむなしと思います。

2誌とも修整はできている、特に2誌目のほうはかなり修整はされてると思いますけども、それ以上にやっぱり、特に1誌目のほうは、性的な部分も無論ですが、何かむしろ嫌悪感を感じるようなストーリーというか描写も多いと思います。

以上です。

○会長 はい。

古郷委員。

○古郷委員 2誌とも指定でお願いしたいと思います。

1誌目も2誌目もそうなんですけども、強制的というか集団での性交シーンが多いということと、あと修整されていますけども、体液、擬音等もあるということで、卑わい感を感じるということで、区分陳列でお願いします。

以上です。

○会長 鈴木委員。

○鈴木委員 私も2誌とも指定が適当だと思います。

両方ともやっぱり性交シーンが全編大部分にわたっていて卑わい感が強いというところで、指定が適当というふうに考えます。

以上です。

○会長 D委員。

○D委員 私も2誌とも指定該当でよろしいと思います。

1誌目は修整されているとはいっても、白抜きの男性器がはっきりわかりますし、人格否定的な表現も多くありますので、指定該当ということでお願いします。

2誌目は、確かに修整はされているんですけども、どう見ましても露骨な性行為の描写であるというふうにしか見えず、量も大変多くありますので、指定該当ということでお願いし

ます。

○会長 はい。では、会長代理。

○会長代理 どちらも指定該当でお願いします。

1 誌目はやはり擬音、体液、そして卑わい感が非常に強いと思います。

それから2 誌目は、若干ソフトなイメージがありますけれども、全体としてやはり卑わい感是否定できないかなと思います。

○会長 どうもありがとうございました。

私も両方につきまして、特に2 冊目は性交シーンがもう本当に最初から最後まで非常に多いし、1 誌目につきましては、人格否定的なシーンがいろいろと見られ、全体として卑わい感が強いので、2 誌とも指定でお願いしたいと思います。

それでは、本日、諮問されました図書類2 誌、1 誌目の「看守は2 度も3 度も×××される」、2 誌目の「ムーグコミックス、ピーチシリーズ、によたいか天罰!」、この二つにつきまして、皆様のご意見は指定該当と全員がお考えでございますので、今回の答申はそのようにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、2 誌指定該当ということで答申いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、議事を進めさせていただきます。

優良映画の推奨についてになります。事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、続きまして、優良映画の推奨についてをご説明いたします。

本日の諮問事項を説明する前に、前回の審議の中で映画の推奨について、委員より質問をいただいた点について回答をさせていただきます。

前回、推奨をする際に配慮が必要な点があった場合など意見を付することが現状可能なのかどうか、運用の範囲内でご提示をいただきたいというお話がございました。

それにつきまして、まず現在、どのような方法で各学校への周知を行っているかをご説明させていただきます。

周知方法といたしましては、本日、机上に配付しておりますはがきを直接学校に郵送するという方法と、教育庁を通じまして、この内容をメール等によりまして各学校にお知らせをするという方法をとっているところでございます。

現状では、我々として推奨をするものにつきまして、特に条件などはつけず、単にこちらの内容でありますとか推奨理由を端的に書いて、送らせていただいているというところでございます。

ご質問の件について、事務局ではがきの記載スペースも見ながら検討させていただきました。ここに条件、意見というものを仮に付した場合、それはこの映画に対する評価を審議会として出すということになります。

教育庁の職員に現場の先生としての意見も聞いたところですが、この映画、いいんだけどこういうことに気をつけていただきたいという形で推奨のはがきを送られてきた場合、先生としては、本当に推奨して児童・生徒に見せていいのか、かなり迷いが生じてしまう可能性がございます。

そうしますと、それを思い切って生徒に見せようという先生は余りいなくなってしまうのではないかという意見もございまして、そうした状況でありますと、ここに付言をするということにつきましては、推奨の効果を考えますと、行わないほうがいいのではないかなと事務局としては考えているところでございます。

○会長 はい、どうもありがとうございました。

前回、他の委員をはじめ、私も問題提起をさせていただいたことについて、ご検討を事務局でしていただきました。今、事務局からご説明ありましたが、この件について、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。事務局が説明したとおりにかなというところでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、私もあの後、意見を付してというのはなかなか難しいことだろうなと思ったところでございますが、今の事務局のお話にもありましたように、やはり難しいと改めて思うところです。

したがいまして、審議会としてはこれまでと同じように引き続き丁寧に審議をしながら、推奨するもの、しないものということを審議していきたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、引き続き優良映画につきまして、今回の諮問について事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、資料 11 ページに推奨映画等に関する推奨に係る条例等を記載しております。それぞれの映画が条例施行規則一号から六号のいずれかに該当するものであると

ということになりますと、推奨するということになります。

では、諮問の内容について紹介いたします。

資料の 12 ページをお開きください。諮問第 1114 号でございます。

作品名は、「Merry Christmas！～ロンドンに奇跡を起こした男～」、制作者名は、Bleecker Street、公開時期は平成 30 年 11 月 30 日から新宿バルト 9 ほかでの公開を予定しております。

続きまして、15 ページの申請内容をご覧ください。

対象区分といたしまして小学生（高学年）以上、推奨にふさわしい理由につきましては記載のとおり。また青少年の健全な育成に有益とする該当項目としましては、第一号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること、第三号、青少年の人を慈しみ、大切に育てる心育てるものであることという申請内容でございます。

事務局といたしましては、11 ページの条例施行規則第 2 条の推奨基準に照らしまして、13 ページ下段のとおり、対象区分として小学生（高学年）以上、そして第一号及び第三号に該当として推奨することが適当であると考えましたため、ここに諮問した次第でございます。

以上でございます。

○会長 はい。それでは、ただいまの説明にご質問ございますでしょうか。

では、先ほどと同じ順序で、それぞれの委員の方のご意見を伺いたと思います。

優良映画として推奨することに賛成なのか反対なのか。また対象区分について、今、小学校高学年以上ということで諮問となっておりますので、それについてのご意見もございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。

では、J 委員からよろしく申し上げます。

○J 委員 まず推奨かどうかは、推奨でお願いします。

これを見て、今の華やかなクリスマスのきっかけとかを知るにもいい機会だと思いますし、また夜の長いこの季節、文庫離れした子供たちがこれによってまた本を読む機会が少しでも増えたらなという期待を込めて、推奨でお願いします。

○会長 対象区分は。

○J 委員 対象区分は高校生まで入れてもいいかなと個人的には思いました。小、中、高。

○会長 事務局案どおり、小学校高学年から中・高。

○J 委員 はい。

○会長 では、C 委員お願いします。

○C 委員 ディケンズはとても好きで原作も英語で読んだ記憶があります。映画は日本語吹きかえ版でしたよね、だから小学校高学年からでも大丈夫だと思います。推奨、賛成です。

○会長 B 委員。

○B 委員 私も推奨でいいと思うんですけども、ディケンズが生きていた 19 世紀前半のイギリスの状況といいますか、社会情勢だったりとか歴史というところも含めて、知ってから見ていただいたほうがもしかしていいのかなと思うぐらい、結構現実的なシーンとか難しい用語というのもし出てきましたので、ちょっと大人向けかなと思った点もありまして、対象区分は中高生でいいのかなとちょっと悩んでいたところがあります。

以上です。

○会長 では、西尾委員。

○西尾委員 推奨でお願いいたします。

言うまでもなくクリスマス・キャロルはすばらしい文学作品だと思うんですけども、この映画を通じてディケンズの当時の苦悩ですとか苦勞も多い暮らしがよくわかって興味深かったです。感動もいたしましたので、子供たちにこの映画を見てもらって、クリスマス・キャロルを読み直してもらいたいなと思いました。推奨でお願いします。

○会長 区分は。

○西尾委員 区分はこの諮問どおりで小学校高学年から結構だと思います。

○会長 では、F 委員。

○F 委員 私はさっき B 委員がおっしゃったように、歴史的な背景がわからないと、現実と幻想のこの区分で登場する人物がしゃべっていることがちゃんと理解できるだろうかという疑問があるんです。だから、クリスマス・キャロルとかチャールズ・ディケンズを知っていれば、こういうものだろうなとわかると思うんですけども、小学校高学年で理解できるだろうかと思うところはあります。作家のある種の狂気といいますか、作家が作品を生み出すための苦悩といいますか、そういうものがあらわれている作品ではあると思うんです。

ディケンズを担当した編集者は大変だっただろうなと思ったりしてしまうんですね。このクリスマス・キャロルが誕生する背景というのは大変劇的でおもしろいんですけども、私は推奨は推奨でいいとは思いますが、ちょっと小学校高学年というよりは中学、高校生ぐらいでいいんじゃないかという気はいたします。

○会長 ありがとうございます。

I 委員。

○I 委員 私ももう最初のころは難しくて、でも見終わってからクリスマス・キャロルを書き上げるまでの物語で、ディケンズの生い立ちやお父さんとの確執、苦悩と向き合うことを通して書き上げたということがだんだん、だんだんわかってきて、そこにはやっぱり幽霊が出たり実生活とファンタジーの世界をさまよいながら亡霊と対話して、最後には父親を許してあげるといふ慈愛の気持ちが出ていますし、クリスマスというのは皆で祝うものだよ、家族と祝うものだよというその思いやりに目覚めていくんではないかなと思いましたので、クリスマスはそういう人々の心を開く一日であるということで、温かさのこもった映画だったと思いました。推奨でお願いいたします。

やはり最初ちょっとわからないと思うんですね。やっぱり小学生高学年ぐらいだったらまあ大丈夫かなという感じですね。小学校の高学年からでいいです。中学校と思ったんですけども、高学年からでお願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。

では、H 委員。

○H 委員 私は結論から言うと推奨しない方向でお願いします。

というのも、点で見たときと全体を見たときで印象が大分変わってくる作品だと思っています。ずっと葛藤があって、その間はあまり健全育成には資さないなという。例えば靴墨工場で働いているシーンとかお父さんをののしっているシーン、奥さんをののしっている、そういったシーンがずっと続いてきて、最後の最後にぱっと開けるというような作品になっている。クリスマス・キャロルという作品を知っているならばその最後のゴールが見えているのでいいと思うんですけど、正直私は不勉強でクリスマス・キャロルを読んだことがありませんので、そうすると先が見えない中で、最後だけふっと幸せな光景が出てくるというのを見たときに、子供が見た場合、途中で終わってしまうというか、自分の中で結論づけてしまうような子供たちもいるんじゃないかなというところで、ちょっと推奨まではいけないかなと思った次第です。

もちろん作品としてすごくのめり込んで私自身は見させてもらいましたし、素晴らしいものだなということは感じました。

以上です。

○会長 では、森山委員。

○森山委員 映画のほうは推奨でいいのかなというふうに思います。クリスマス・キャロルを知っているからかもしれません。

対象のほうはですね、小学生の高学年でもいいかなと思ったんですけども、今まで出た話を聞いてみると確かにというところもあり、中学生以上でお願いしたいなと思います。

○会長 はい。

E 委員。

○E 委員 私は推奨保留です。

青少年の健全な育成に有益とする該当項目に、倫理観を育てる、又、人を慈しみ、大切に
する心を育てる、という箇所が該当ということで、私もそのような視点で映画を見ましたが、
どこが該当するかよく分かりませんでした。映画そのものは、日本語での字幕もありますの
で、ストーリーはわかりやすいんですが、青少年健全育成としての観点からは、推奨に該当
しないのではと思いました。

○会長 では、G 委員。

○G 委員 私は、推奨することに賛成です。

前半はやはり小学校の高学年でも難しいんじゃないかなというのは確かに感じました。単
純に言うと、ディケンズのほうも家族に対する荒い言葉とかお父さんを許さないとか、そう
いうあたりは確かに過激というかきつかったんですけども、やっぱりそういう人の弱いと
ころを受け入れることで自分も自分のいけないところとか弱いところも相手に受け入れても
らえるんだとか、お墓ができたなら誰も来てくれないのは寂しくなっちゃったり悲しくなっ
ちゃったりというあたりだと、高学年でもいいのかなという感じです。

それで、先ほどからの話ですが、私もクリスマス・キャロルはわかっているんですけど
も、わからない子はクリスマス・キャロルって何だろうと読み起こすきっかけにもなるし、
恐らく全然知らないでこの映画を見る人もいると思うんですね。こんなことがあったんだ、
クリスマス・キャロルってどんなものだろうという、その取っかかりになるんだったら本離
れしている子供たちにはいいんじゃないかなと思うので、私は推奨です。

以上です。

○会長 小学校の高学年からでしょうか。

○G 委員 小学校高学年から高校生まででお願いします。

○会長 では、A 委員。

○A 委員 私も推奨でいいと思います。ファンタジーというよりはやっぱりチャールズ・ディケンズという作家の物語。どういう作家だったのかという話だとは思いますが、これだけの文豪の生きざまというか、それを知る上では非常にいい映画だと私は思います。

以上です。小学校高学年以上でいいと思います。

○会長 古郷委員。

○古郷委員 私も推奨でお願いしたいと思います。

主人公が、作品をつくるに当たって大変悩んでいる過程で、過去を振り返って家族や周りの人の気持ちに関して変化していくというのがすごくあらわれているということで、大変いい映画だったかなと思います。

年齢につきましては、やはり中学生からがいいんじゃないかなと思います。

○会長 鈴木委員。

○鈴木委員 推奨でいいと思います。推奨理由、それから対象区分ともに事務局案に賛成でございます。

以上です。

○会長 D 委員。

○D 委員 私も推奨でよろしいと思います。

この映画はチャールズ・ディケンズが苦心の末にクリスマス・キャロルを書き上げる際の物語ということで、創造の生みの苦しみは非常によく描かれているなというふうに思いました。

またクリスマス・キャロルの登場人物たちが大変生き生きとしていて、確かに難しさというのはスクリーンが初めに出てきたときに物語に入れるかどうかということだと思うんですけども、入ってしまえば多少難しいかもしれませんが、大変クオリティの高い映画でよろしいんじゃないかと。

子供たちが見るに当たっても、このような映画はちょっとワンランク上げて背伸びをして見せたほうがいいのではないのでしょうか。もうクリアしたところではなくてこれからクリアしていく世界を見てもらうということで、高学年からということでもよろしいと思います。

私もちょっと不勉強で、クリスマス・キャロルは何となくしか知りませんでしたので、映画を見てすぐ本を買いました。昔の本なのでちょっと難しかったですけれども、読んだ後で

も映画は大変よくできているなと思いました。

以上です。

○会長 では、事務局案でよろしいでしょうか、区分も。

○D 委員 結構です。

○会長 では、会長代理。

○会長代理 いろいろ議論が出ていると思いますが、私も推薦で結構かと思います。

難しいかどうかというところなんですけど、私も、もしこの物語を全然知らない子供が見るとするとかなり難しいのではないかなと思いました。妖精みたいなものも出てきますし、元の物語を知っていれば小学校の高学年でもよくわかると思うんですけども、それを知っているのと知っていないのでかなり差があるなと思いました。しかし一方で、先ほどもご意見がありましたように、これをきっかけに見てみるというのもいいのかなというところで、小学生でも多少背伸びも認めるということでよいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

私も実はクリスマス・キャロル、何となくは知っていながらまともに読んだことはなくて、今回、文庫本を買ってみて細かい字で一生懸命読みました。それ自体もなかなか難しい本だなとも思ったんですけど、それを見てから映画を見たので、私自身としては大変わかりやすく、クリスマス・キャロルのあらすじにディケンズの生きざまを重ね合わせるという、芸術的にはすごく高いのかなと思いながら見ました。

ほかの委員の方からご意見がありましたように、19世紀の産業革命時代のシーンというのが子供たちにどこまでわかるのかなというのは若干危惧を抱きますけれど、私もきっかけになったように、子供たちにとってチャールズ・ディケンズへのきっかけになれば、それもそれでいいのかなと思い、推奨し、区分も小学校高学年からが皆さんの意見を聞いていていいのかなと思ったところです。

これで全員が意見を出したところですが、ほぼ数としてはかたまっていると思いますが、それぞれの色んな意見を聞かれた中で、ちょっと追加で、意向は変わらないけれどもこういう意見も言っておきたいというものもございましたら、今日はこの1作品だけですので、お願いします。

○C 委員 私、今気がついたんですけど、小学生低学年、高学年というふうに書いてあるんですけど、私のイメージでは中学年というのがあるんです。それは3、4年生というイメージ

なんですけど、ここに分けている区分の低と高では高学年は4、5、6、低学年は1、2、3というイメージなんですか。

○青少年課長 はい、そのとおりでございます。

○C委員 中学年があってもいいのではないのでしょうか。今気がついてごめんなさい。

○会長 事務局は何か補足説明はございますか。低学年、高学年で長らく推奨していますが。

○青少年課長 過去の経緯が明らかではなく、どのような理由があっただけこうなっているかというところはここではわかっておりません。

小学生は非常に発達段階に差がありますので、低学年、中学年、高学年もよく使われている区分かと思いますが、もしかしたら過去の経緯がある話かもしれませんので、一度調べさせていただいてよろしいでしょうか。確認させていただきます。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにどなたかご意見ございますでしょうか。

では、ないようでございますので、推奨に賛成の方が13名ということで、推奨すると。また対象区分について中高生からがいいんじゃないかという方も4名いらっしゃったと思いますが、ほかの方が事務局案でいいということですので、事務局案どおりで答申したいと思っています。

よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 どうもありがとうございました。

では、ここまでで終わりますので、事務局から報告はございますでしょうか。

○青少年課長 それでは、他の報告でございますが、16ページをご覧ください。

こちら都民の申出の10月処理分、メールによるものが14件ございました。こちらに関しましては、8月以降ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。

匿名の申出でございまして、属性につきましても、年齢、性別等多少変動はあるものの、全く同じ内容というところがございますので、同一の方からの申出と推察されるところでございます。

本件につきまして、前回同様でございますが、条例施行規則第15条で定める不健全図書類の基準には該当しないと判断しているところでございます。

その他10月処理分として計上してはございませんが、現在、優良図書に関しまして都民の申出が来ているところでございます。書籍について推奨してほしいという申出でございま

す。

こちらにつきましては、これまで優良図書というものを具体的に指定したという実績はないところでございまして、現在、どのように運用するのが適切かというところを事務局のほうで検討をしているところでございます。

こちらにつきましては、方針等が決まりましたらご報告をさせていただきたいと考えております。

○会長 ただいま事務局から、都民からの申出の件、2点についてご報告ありましたが、これについて何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局からの取り扱いで進めていただくということでお願いいたします。

それでは、引き続き、連絡事項をお願いいたします。

○青少年課長 では、次に、次回審議会に諮問予定の映画が2本ございますので、そちらのご案内をいたします。

まず、1作品目、作品名が「ねことじいちゃん」でございます。

試写会が1回のみとなっております。11月28日午後1時から、試写会場は中央区築地4-1-1、東劇ビル3階にあります松竹試写室でございます。

続きまして、2作品目、作品名が「そらのレストラン」でございます。

1回目の試写会が11月29日午後1時から、2回目の試写会が12月3日午後1時から。試写会場は中央区京橋1-6-13、アサコ京橋ビル地下1階にあります京橋テアトル試写室でございます。

なお、いずれもご都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。

以上でございます。

○会長 それでは、以上で、調査・審議事項は終了となります。

傍聴人の方が再入室するため、図書名等がわかる資料はしまってくださいようお願いいたします。

○青少年課長 なお、補足でございますが、傍聴人の方が3時半の受付終了後、3名いらっしゃいましたので、開会の段階では4名入っていただいたところではございますけど、3名加えて7名の方が閉会時に入室されるというところになっております。

以上でございます。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いします。

○青少年課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また映画「Merry Christmas!～ロンドンに奇跡を起こした男～」につきまして諮問を行いまして、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書の告示予定日は平成30年11月16日金曜日、推奨映画の公告予定日は平成30年11月20日火曜日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の平成30年11月15日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は12月10日月曜日15時半からとなっております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、以上で今日の審議会を終了いたします。次回もどうぞ委員の皆様、よろしくお願い申し上げます。

午後4時41分閉会